

（課税番号： ）

←事業者ごとに滋賀県が付番している「課税番号」（10桁）をお書きください。（不明の場合は空欄で構いません。）

受付印	産業廃棄物税課税免除申請書
-----	---------------

←申請日を記入してください。

令和3年7月25日
滋賀県西部県税事務所長 様

←「申告書」（様式第4号）の提出に合わせて提出してください。  
「課税免除申請書」のみ提出される場合も、申告に係る期間の翌年度の7月末までに提出してください。

住所 大阪市・・・・・・  
氏名 ◇◇産業(株)  
代表取締役 琵琶 一郎  
個人番号 1230123456789 ※個人12桁、法人13桁  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および法人番号)

←本社の所在地、名称等記入してください。

←「課税免除申請書」は事務所、事業所ごとに作成してください。

「滋賀県産業廃棄物税条例」第5条第1項第3号、4号、5号に規定される課税免除の搬入に該当する場合は、かならず「課税免除申請書」（様式第2号）を提出してください。（提出のない場合には、課税免除されません。）

滋賀県産業廃棄物税条例第5条第2項の規定により次のとおり産業廃棄物税の免除を申請します。

←課税免除規定に該当する産業廃棄物を搬入した事務所、事業所の名称、所在地を記入してください。

事務所または事業所の所在地および名称	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市・・・・・・ ◇◇産業(株) 滋賀支店
--------------------	--

←各年度を記入してください。（例 令和2年度の場合：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

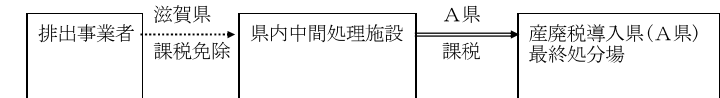
申告に係る期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
---------	-----------------------

課税免除に係る産業廃棄物	条例第5条第1項第3号に係る課税免除	(明細は別紙1のとおり)	469.911 トン
	条例第5条第1項第4号に係る課税免除	(明細は別紙1のとおり)	トン
	条例第5条第1項第5号に係る課税免除	(明細は別紙2のとおり)	427.723 トン
	合 計	①	897.634 トン

←「滋賀県産業廃棄物税条例」第5条第1項第3号、4号、5号に規定される課税免除の搬入に該当する産業廃棄物の重量をそれぞれ記入してください。

←第3号、第4号に該当する場合は「別紙1」を、第5号に該当する場合は「別紙2」を添付してください。

（第5条第1項第3号）  
滋賀県以外の産業廃棄物に関する税導入県の最終処分場に搬入された場合は、当該最終処分場の所在する税導入県の課税を優先し、滋賀県では課税免除となります。



←トン未満の端数を処理しないで、重量を記入してください。

上記税導入県とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、愛知県、三重県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県および北九州市です。

←課税免除の合計トン数を記入してください。

課税免除以外の産業廃棄物の搬入重量	
課税標準量	② 1,228.739 トン

←課税対象となる産業廃棄物重量の合計を記入してください。  
←この欄に記入された課税標準量②が500トンを超えれば「申告書」（様式第4号）を提出してください。  
←②が500トン以下であれば課税されませんので「申告書」を提出する必要はありません。

（第5条第1項第4号）  
産業廃棄物に関する税未導入県の最終処分場に搬入された場合で、滋賀県以外の税導入県（中間処理施設への搬入に課税する県に限る。三重県のみ）に所在する中間処理施設に先に搬入された場合は、当該施設の所在する県の課税を優先し、滋賀県では課税免除となります。

連絡先		
住所（所在地）	氏名（名称および担当者名）	電話番号
大津市・・・・・・	総務部経理課	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※①+②が500トン以下であれば提出する必要はありません。

←申請書をご記入いただいたご担当者の連絡先を記入してください。

（第5条第1項第5号）  
県内中間処理施設のうち、再生の用に供される施設（再生施設）への産業廃棄物の搬入は課税免除されます。



注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

条例第 5 条第 1 項第 3 号または第 4 号に係る課税免除に関する明細書

事務所 または 事業所	所在地	大津市・・・・
	名称	◇◇産業（株） 滋賀支店

申請者が排出した産業廃棄物		申請者が当該産業廃棄物を搬入した中間処理施設(滋賀県所在)					当該産業廃棄物が搬入された最終処分場			条例第 5 条第 1 項 該当号
種類	重量 (トン)	搬入日	産業廃 棄物管 理票交 付番号	名称	所在地	処分方法	搬入日	名称	所在地	
木くず	111.503	R2.10.10	〇〇〇	△△処理施設	草津市・・・・	焼却	R2.11.10	●●埋立場	三重県津市・・・・	3号
廃プラスチック類	208.306	R2.10.10	〇〇〇	△△処理施設	草津市・・・・	破碎	R2.11.10	●●埋立場	三重県津市・・・・	3号
金属くず	150.102	R2.10.10	〇〇〇	△△処理施設	草津市・・・・	破碎	R2.11.10	●●埋立場	三重県津市・・・・	3号
金属くず	150.102	R2.10.10	〇〇〇	△△処理施設	草津市・・・・	破碎	R2.11.10	●●埋立場	大津市・・・・	課税
3号該当重量合計	469.911									
4号該当重量合計										

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 申請者が申告に係る期間内に滋賀県所在の中間処理施設に搬入した産業廃棄物について記載してください。

3 「条例第5条第1項該当号」の欄には、滋賀県産業廃棄物税条例第5条第1項第3号に該当し課税免除となる場合は「3号」、同項第4号に該当し課税免除となる場合は「4号」と記載してください。

4 搬入先の中間処理施設における処分後の残さが2カ所以上の最終処分場へ搬入された場合においては、「申請者が排出した産業廃棄物」の「重量」の欄、「当該産業廃棄物が搬入された最終処分場」の欄および「条例第5条第1項該当号」の欄は、最終処分場ごとに区分して記載してください。この場合において、申請者が排出した産業廃棄物の重量については、最終処分場別の重量が明確な場合を除き、最終処分場数で重量を案分して記載するとともに、当該最終処分場に滋賀県所在の最終処分場が含まれる場合は、当該最終処分場についても記載し、「条例第5条第1項該当号」の欄には「課税」と記載してください。

条例第5条第1項第5号に係る課税免除に関する明細書

事務所 または 事業所	所在地	大津市.....
	名称	◇◇産業(株) 滋賀支店

申請者が産業廃棄物を搬入した再生施設			申請者が搬入した産業廃棄物	
名称	所在地	処分方法	種類	重量(トン)
〇〇処理施設	大津市.....	破碎	コンクリートがら	101.000
△△処理施設	草津市.....	破碎	コンクリートがら	326.723
5号該当重量合計				427.723

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。